



行羽組監第1号
令和6年8月20日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田 邦子 様

行田羽生資源環境組合
監査委員 渡邊 義弘
監査委員 小林 修

令和5年度行田羽生資源環境組合会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和5年度行田羽生資源環境組合会計決算書その他政令で定める書類について審査を行ったので、その結果について意見を別紙のとおり提出します。

令和5年度行田羽生資源環境組合会計決算審査意見書

1 審査の期日

令和6年8月19日（月）

2 審査の対象

- (1) 令和5年度歳入歳出決算書
- (2) 令和5年度歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 令和5年度実質収支に関する調書
- (4) 令和5年度財産に関する調書

3 審査の方法

令和5年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算書及び提出された資料に基づき、決算の正確性や事業の進捗状況について関係課職員の説明を求め、審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算の係数は、関係諸帳簿や証拠書類との照合の結果、正確であると認められた。また、予算執行及び事務処理についても、適正に処理されていた。

5 意見

新たなごみ処理施設の整備に向けた周辺環境調査や埋蔵文化財発掘調査の実施状況、及び事業者選定業務の着手等、事業の進捗状況を確認した。今般事業者が決定し、整備工事に着手することから、今後も事業の公平公正性を確保するとともに説明責任を果たし、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう適正な業務の執行に努められたい。